



山形県公報

平成24年5月22日(火)
第2344号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……630
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……631
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林課) ……同
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(庄内総合支庁建設総務課) ……634
- 同……………(同) ……635
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……636

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会5月定例会の招集……………同

### 監査委員関係

#### 訓 令

- 山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………637

#### 訓 令

- 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令……………638

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(総務厚生課) ……同
- 平成24年度登録販売者試験の実施……………(保健薬務課) ……同
- 平成25年度山形県立農業大学校入校者の募集……………(農政企画課) ……639
- 普通肥料の検査結果の概要……………(環境農業推進課) ……同
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) ……641
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……643
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) ……644

## 告 示

### 山形県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                 | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地          | 指定年月日       |
|---------------------------|--------------------------------------------------|---------------------|-------------|
| 小規模デイサービス河井の里             | 通所介護<br>介護予防通所介護                                 | 長井市河井883番地          | 平成24. 1. 23 |
| 訪問介護センターえんむすび             | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 山形市松波五丁目4番23号       | 同 3. 15     |
| 福祉用具・レンタルえんむすび            | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 山形市松波五丁目4番23号       | 同 4. 1      |
| 小規模特別養護老人ホーム「あっぷるの里久保田」   | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                             | 山形市久保田一丁目7番7号       | 同           |
| 小規模多機能型居宅介護事業所「あっぷるの里久保田」 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護                   | 山形市久保田一丁目7番7号       | 同           |
| 短期入所生活介護事業所「あっぷるの里久保田」    | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護                         | 山形市久保田一丁目7番7号       | 同           |
| 健楽園地域包括支援センター             | 介護予防支援                                           | 鶴岡市美原町3番7号          | 同           |
| しおん荘地域包括支援センター            | 介護予防支援                                           | 鶴岡市湯野浜一丁目19番28号     | 同           |
| 地域包括支援センターふじしま            | 介護予防支援                                           | 鶴岡市藤の花一丁目18番地1      | 同           |
| 地域包括支援センターかみじ荘            | 介護予防支援                                           | 鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3 | 同           |

### 山形県告示第530号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------|-------------------------|---------|------------|
| メディカルケア・サポート合<br>同会社   | こはな<br>最上郡戸沢村大字角川1436番地 | 通 所 介 護 | 平成24. 5.10 |

**山形県告示第531号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類  | 指定年月日      |
|--------------------------|-------------------------|----------|------------|
| メディカルケア・サポート合<br>同会社     | こはな<br>最上郡戸沢村大字角川1436番地 | 介護予防通所介護 | 平成24. 5.10 |

**山形県告示第532号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営横山第一地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営横山第一地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
大石田町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成24年5月28日から同年6月25日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第533号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市永野字蔵王山2195-3、2195-4、2197-2、2197-3、2197-4、2197-5、2197-8
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字山辺字愛宕山5660、5661－1（次の図に示す部分に限る。）、5662から5674まで、  
5676、5678、5680から5689まで、5692から5697まで、5701、5711－1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字岩根沢字中山579－1・579－5から579－7まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、579－4、大字水沢字黒森1559－1（次の図に示す部分に限る。）、字高日山1560－1・1560－4から1560－6まで（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、字行人清水1561－1・1561－2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1561－3から1561－5まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字沼山字立目401－5、974－2、字北立目982－49、988－4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市大字湯野沢字桧戸ノ沢3261－1（次の図に示す部分に限る。）、3261－2から3261－5まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

- 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市大字湯野沢字桧戸ノ沢3261-1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市大字岩野字大聖天1675-1、1838、1838-1、1838-2、字若林1837-1、1837-3から1837-6まで、字聖天沢1839-1から1839-5まで、字仲ノ日1841-1、1841-3から1841-7まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字大聖天1838-2、字若林1837-1、1837-3から1837-6まで、字聖天沢1839-1から1839-5まで、字仲ノ日1841-1、1841-3から1841-7まで
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市大字湯野沢字桧戸ノ沢3261-1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字東根字東根字甕岳山9632（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法

- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字東根元東根字日ノ沢山9631（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字東根元東根字一の沢山9633-1（次の図に示す部分に限る。）、9633-2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字延沢字会ノ沢3544-1、3544-2、3544-4
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第534号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

平成24年5月14日

2 処分を受けた者

- (1) 商号 大場建設株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 酒田市穂積字尻地233
- (3) 代表者の氏名 大場 弥市
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般・特－23）第700054号

3 処分の内容

建築工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事に係るものについて、平成24年5月29日から同年6月4日までの7日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

大場建設株式会社が、大場・菅原特定建設工事共同企業体の構成員として請け負った山形県発注の建設工事において、大工工事業に係る建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項の規定による請負代金の額以上の大工工事の下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

---

**山形県告示第535号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

平成24年5月14日

2 処分を受けた者

- (1) 商号 株式会社菅原工務所
- (2) 主たる営業所の所在地 酒田市東栄町12番44号
- (3) 代表者の氏名 菅原 靖
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般・特－23）第700159号

3 処分の内容

建築工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事に係るものについて、平成24年5月29日から同年6月4日までの7日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

株式会社菅原工務所が、大場・菅原特定建設工事共同企業体の構成員として請け負った山形県発注の建設工事において、大工工事業に係る建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項の規定による請負代金の額以上の大工工事の下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

---

**山形県告示第536号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

平成24年5月14日

2 処分を受けた者

- (1) 商号 有限会社ワタナベ工務店
- (2) 主たる営業所の所在地 酒田市土淵字新田町43番地の1

(3) 代表者の氏名 渡辺 勝正

(4) 許可番号 山形県知事許可（般-24）第700711号

### 3 処分の内容

大工工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事に係るものについて、平成24年5月29日から同月31日までの3日間の営業の停止

### 4 処分の原因となった事実

有限会社ワタナベ工務店が、山形県発注の建設工事において、元請負人である大場・菅原特定建設工事共同企業体から、大工工事業に係る建設業法第3条第1項の許可を受けないで、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項の規定による請負代金の額以上の大工工事を請け負ったことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

## 山形県告示第537号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 公共測量を実施する地域

村山市大字河島地域

### 2 公共測量を実施する期間

平成24年4月25日から同年7月31日まで

### 3 作業の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第8号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成24年5月22日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

1 招集の日時 平成24年5月24日（木）午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

### 3 議 題

(1) 山形県スポーツ推進審議会委員の任命に係る臨時専決処理の承認について

(2) 山形県立図書館協議会委員の解任及び任命について

## 監査委員関係

### 訓 令

## 山形県監査委員訓令第3号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年5月22日

山形県代表監査委員 小 山 壽 夫

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局規程（昭和50年4月県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
別表課長専決事項の欄第15項を次のように改める。

15 事務局職員の児童手当の認定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月22日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表第1山形市市長部局の項中「長寿福祉推進監、技監」を「参事」に、「財政課」を「財政課、職員課」に、「秘書係長」を「調整主幹（行革推進課及び職員課に置くものに限る。）、秘書係長」に改め、「機構改革係長、行政経営係長、」を削り、「総括主幹（管理課）を「課長補佐（管理課）に改め、同表山形市教育委員会事務局の項中「室長」を「室長、総括主幹（管理課に置くものに限る。）」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「国際室長」を「税務事務室長、国際室長」に、「職員主査」を「建設事務室長、課長補佐（職員課に置くものに限る。）、職員主査」に改め、同表鶴岡市教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育部長」に改め、同表酒田市市長部局の項中「職員係長、秘書係長」を「秘書主査、職員係長」に改め、同表寒河江市市長部局の項中「職員主査、秘書係長」を「秘書主査、職員主査」に改め、同表長井市市長部局の項中「課長」を「課長、職員主幹」に、

|   |        |    |   |
|---|--------|----|---|
| 「 | 勤労センター | 所長 | を |
|   | 福祉事務所  | 所長 |   |

福祉事務所 所長 に改め、同表天童市市長部局の項

中「部長」を「部長、行財政改革推進監」に改め、同表西川町教育委員会事務局の項中「、生涯学習主幹」を削り、同表鮭川村村長部局の項中「主幹」を「主幹、室長」に改め、同表高島町町長部局及び同表高島町教育委員会事務局の項中「、主幹」を削り、同表小国町町長部局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表小国町教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育次長、主幹」に改め、同表白鷹町町長部局の項中

「課長」を「課長（課付課長を除く。）、主幹」に改め、同表庄内町町長部局の項中

「課長」を「課長、支所長」に改める。

別表第2北村山公立病院組合管理者部局の項中「総看護師長」を「看護部長、看護副部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓令

## 山形県人事委員会訓令第3号

事務局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年5月22日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

## 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令

人事委員会の専決事務及び事務代決規程（昭和41年4月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
別表の課長専決事項の欄第22項中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

## 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月22日

山形県知事 吉村 美栄子

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム再構築に係る要件定義業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月30日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 随意契約に係る契約金額 59,850,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成24年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成24年5月22日

山形県知事 吉村 美栄子

- 試験の日時及び場所
  - 日時 平成24年8月22日（水） 午前10時30分から午後4時まで
  - 場所 山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル
- 受験手続  
受験願書を平成24年5月22日（火）から同年6月29日（金）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。
- その他  
詳細については、健康福祉部保健薬務課（電話023(630)2332）に問い合わせること。

平成25年度山形県立農業大学校の入校者を次のとおり募集する。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集人員

50名

2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（平成25年3月に卒業見込みの者を含む。）  
又はこれと同等の学力を有すると知事が認めた者

3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。

(1) 推薦入校 平成24年10月18日（木）から同月25日（木）まで

(2) 一般入校（前期） 平成24年11月19日（月）から同月27日（火）まで

（後期） 平成25年3月4日（月）から同月11日（月）まで

4 選考試験

(1) 推薦入校

イ 期 日 平成24年11月9日（金）

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 小論文及び面接

(2) 一般入校

イ 期 日 前期：平成24年12月7日（金）

後期：平成25年3月18日（月）

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物Ⅰ、農業科学基礎及び環境科学基礎の4科目の中から選択した1科目、国語総合（古典を除く。）、小論文並びに面接

5 その他

(1) 山形県立農業大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成25年度山形県立農業大学校学生募集要項に定めるところによる。

(2) 詳細については、山形県立農業大学校（電話0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話023(630)2422）  
又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成24年3月に収去した普通肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 肥料の種類等       | 保証票添付者   | 肥料の名称     | 検査の概要       |        |        | 備考 |        |
|--------------|----------|-----------|-------------|--------|--------|----|--------|
|              |          |           | 分析項目        | 検査指摘事項 | 保証票の検査 |    | その他の検査 |
|              |          |           |             |        |        |    |        |
| 米ぬか油かす及びその粉末 | 三和油脂株式会社 | 特選王将印脱脂ぬか | 主成分TN、TP、TK |        |        |    |        |

- (注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 主成分の略号は、次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成24年6月6日（水） 午後1時
- 2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
庄内総合支庁講堂第3号会議室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
遊佐都市計画道路の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに遊佐町地域生活課に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に平成24年6月1日（金）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車、除雪グレーダ、除雪ドーザ及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成24年7月2日（月） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量  
イ ロータリ除雪車2.2メートル級（スイングオーガ装置付き） 3台  
ロ ロータリ除雪車2.2メートル級（最大除雪幅2.6メートル） 5台  
ハ ロータリ除雪車2.2メートル級（最大除雪幅2.2メートル） 1台  
ニ 除雪グレーダ4.0メートル級 2台  
ホ 除雪グレーダ3.7メートル級 6台  
へ 除雪ドーザ13トン級（両サイドシャッター付き） 2台  
ト 除雪ドーザ13トン級 6台  
チ 除雪ドーザ11トン級（両サイドシャッター付き） 3台  
リ 除雪ドーザ11トン級 4台  
ヌ 小形除雪車1.3メートル級（最大除雪幅1.5メートル） 7台  
ル 小形除雪車1.3メートル級 2台  
ヲ 小形除雪車1.0メートル級（油圧式チップバック付き） 7台  
ワ 小形除雪車1.0メートル級 7台
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成24年11月30日（金）
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (1)のイからワまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからワまでごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成24年6月13日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① 2.2 meters Rotary Snow Remover (Snow Bank Clearing Auger Device) Quantity: 3
- ② 2.2 meters Rotary Snow Remover (Plow Length: 2.6meters) Quantity: 5
- ③ 2.2meters Rotary Snow Remover (Plow Length: 2.2meters) Quantity: 1
- ④ 4.0meters Snow Removal Motor Grader Quantity: 2
- ⑤ 3.7meters Snow Removal Motor Grader Quantity: 6
- ⑥ 13ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutters)Quantity: 2
- ⑦ 13ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 6
- ⑧ 11ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutters)Quantity: 3
- ⑨ 11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 4
- ⑩ 1.3meters Compact Snow Remover (Plow Length: 1.5meters)Quantity: 7
- ⑪ 1.3meters Compact Snow Remover Quantity: 2
- ⑫ 1.0meters Compact Snow Remover (Hydraulic Tipback Device)Quantity: 7
- ⑬ 1.0meters Compact Snow Remover Quantity: 7

(2) Time limit for tender: 10:00 A.M. July 2, 2012

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2720

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

平成24年5月22日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 立 松

潔

| 氏 名     | 関 歴                                       |
|---------|-------------------------------------------|
| 立 松 潔   | 山形県労働委員会委員、山形大学教授                         |
| 浜 田 敏   | 山形県労働委員会委員、弁護士                            |
| 高 橋 和   | 山形県労働委員会委員、山形大学教授                         |
| 山 上 朗   | 山形県労働委員会委員、弁護士                            |
| 平 洋 一   | 山形県労働委員会委員                                |
| 富 樫 洋 子 | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会副委員長      |
| 岡 田 新 一 | 山形県労働委員会委員、自治労山形県本部執行委員長                  |
| 細 谷 眞   | 山形県労働委員会委員、JAM南東北山形県連絡会会長                 |
| 齋 藤 健   | 山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長               |
| 大 泉 敏 男 | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会会長             |
| 鈴 木 合 子 | 山形県労働委員会委員、スズキハイテック株式会社常務取締役              |
| 長 岡 喬   | 山形県労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事               |
| 井 上 敬 三 | 山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社執行役員コンシューマー事業部事業部長 |
| 元 木 清 行 | 山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー常務取締役総務部長              |
| 菅 原 一 浩 | 山形県労働委員会委員、鶴岡商工会議所専務理事                    |
| 鈴 木 徹   | 山形県労働委員会事務局長                              |
| 梁 瀬 哲   | 山形県労働委員会事務局審査調整課長                         |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月22日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院総務課 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2660
- 3 落札者を決定した日 平成24年3月14日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社 サンメンテナンス 山形営業所 山形市飯田西四丁目12番18号
- 5 落札金額 204,120,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年1月6日